

「編 入 学 奨 学 金 継 続 願 （編入学の2）」について

＜編入学の2＞

大学へ編入学後に第二種奨学金の継続貸与を希望する場合

対象者	継続貸与を認める条件	貸与期間	編入学した大学への提出書類
短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程で本機構の奨学生であった者で卒業又は修了した者（注1）	①大学が定める編入学制度に基づいて編入学したこと ②卒業・修了後1年以内であること（注1） ③編入学前の奨学金の「返還誓約書」を提出していること	編入学年月から編入校が定める修業年限の終期まで	①「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」（学校保管） ②様式7-2 表「編入学奨学金継続願（編入学の2）」 ③様式7-2 裏「■重要事項確認（必須）」 ☆②，③は両面印刷してください。 ④様式7-2別紙 表「第二種奨学金振込口座届（編入学の2）」 ⑤在学届（別途提出済又はスカラACより提出済の場合は添付不要） ⑥「入学時特別増額貸与奨学金申込書（編入学用 共通）」及び添付書類（※希望者のみ）（注2）

注1 卒業・修了が2021年3月であっても、卒業・修了前に「辞退」「廃止」「満期」等によってすでに貸与が終了しており、この貸与終了から編入学年月までの間に1年が経過した者は、対象となりません。

注2 入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合は、併せて「入学時特別増額貸与奨学金申込書（編入学用 共通）」及び父母又はこれに代わって生計を維持している者の収入に関する証明書類等の添付書類を提出しなければなりません（マイナンバー提出書ではなく、紙媒体での収入証明の提出が必要です）。収入金額により、追加の書類提出を求める場合がありますので、学校の指示に従い必要書類を揃えてください。

○利率算定方法の選択について

①「利率固定方式」
貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金の利率が返還完了まで適用されます。
将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

②「利率見直し方式」
貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率が適用されます。その後返還期間中の概ね5年ごと（減額返還が適用されている期間の月数を2で除した月数及び返還の期限を猶予されている期間を除く）に各時点の財投の利率が適用されます。
将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。
一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

※※※裏面も確認してください※※※

※※※表面も確認してください※※※